

### 次に続く合意案

- 下記論点が残るものの、実施指針案は合意に向けて一定程度前進した。

(残る論点)

- 6条4項 相当調整の適用
- 6条4項 2020年以前のクレジットをどこまで使用可能とするか。
- 6条2項 適応への資金供与をどのように位置づけるか。

### 交渉の予定

- 残る論点について、次回議長国である英国、EU等と今後の進め方を検討。
- 2020年2月下旬～3月頃に日本で開催される日伯非公式会合
- 6月の補助機関会合
- 11月のCOP26